静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月29日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県条例第11号

静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

静岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年静岡県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（処分） **第６条**　基金は、法第81条の２第１項第１号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け、同項第２号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同条第２項の規定による取崩しを行う場合に限り、処分することができる。 **附　則** ２　基金は、平成30年４月１日から平成36年３月31日までの間、第６条に規定する場合のほか、法附則第25条に規定する資金の交付に必要な費用に充てる場合には、処分することができる。	（処分） **第６条**　基金は、法第81条の２第１項第１号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け、同項第２号に掲げる事業に係る交付金の交付並びに同条第２項及び第４項の規定による取崩しを行う場合に限り、処分することができる。 **附　則** ２　基金は、平成30年４月１日から令和６年３月31日までの間、第６条に規定する場合のほか、法附則第25条に規定する資金の交付に必要な費用に充てる場合には、処分することができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。